

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【不登法Ⅳ】

頁数	場所	誤	正
3	(2) 受託者 ① a	<u>未成年者・成年被後見人・被保佐人</u> は受託者となる ことができない(信託7)	<u>未成年者</u> は受託者となる ことができない(信託7)。 (成年被後見人・被保佐人 は、受託者となること ができることとなった)